西日本工業大学自己点検・評価規程

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等の状況について、 西日本工業大学学則第1条の2及び西日本工業大学大学院学則第3条の規定に基づき、自己点検・評価 を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の意義)

第2条 本学は、自ら教育理念の実践と社会的使命及びその責任を自覚し、絶えず自己の教育研究活動等について検証することにより、現状の問題点を明らかにするとともに、その改善の方向を明確にし、組織的かつ継続的に改善改革を積極的に進め、本学の教育研究水準の向上及び教育研究組織の活性化を図り、もって特色ある大学づくりを目指すものである。

(自己点検・評価の組織)

- 第3条 本学は、全学的な自己点検・評価を行うため、自己評価総括委員会(以下「総括委員会」という。) を置く。
- 2 前項の総括委員会のもとに、教学及び研究に関する自己評価を行う教学自己評価委員会及び管理運営 に関する自己評価を行う管理運営自己評価委員会を置く。
- 3 前項の教学自己評価委員会のもとに、点検作業部会を置き、第4条第1項第3号から第5号に規定する各長の審議機関をもって充てる。

(総括委員会)

- 第4条 総括委員会は、次の者をもって構成し、委員長は学長の職にある者をもって充てる。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 工学研究科長
 - (4) 教務部長、学生部長、入試広報部長、工学部長及びデザイン学部長
 - (5) 地域・産学連携センター長及び教育評価室長
 - (6) 学科長
 - (7) 大学事務局長
- 2 総括委員会は、委員長が召集し、議長となる。
- 3 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 総括委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、審議を経て、委員長がこれを参酌して決定する。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。
- 6 総括委員会は、次に掲げる任務を遂行する。
 - (1) 教学自己評価委員会及び管理運営自己評価委員会の統括に関すること。
 - (2) 自己点検・評価の実施及び評価の公表等総括的な基本方針に関すること。
 - (3) 大学運営機構及び組織の点検・評価に関すること。
 - (4) 総括委員会の点検・評価に関すること。
 - (5) 総括的改善策の基本方針策定に関すること。
 - (6) その他教学及び管理運営自己評価委員会の連絡調整に関すること。 (教学自己評価委員会)
- 第5条 教学自己評価委員会は、総括委員会の委員をもって構成し、委員長は学長の職にある者をもって 充てる。
- 2 教学自己評価委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 3 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 教学自己評価委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、審議を経て、委員長がこれを参酌して決定する。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。
- 6 教学自己評価委員会は、総括委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。
 - (1) 教学及び研究に関する点検・評価実施の基本方針に関すること。
 - (2) 点検・評価の項目設定及び点検実施項目の選択に関すること。
 - (3) 建学の理念及び教育方針等基本事項の点検・評価に関すること。
 - (4) 教学自己評価委員会の点検・評価に関すること。
 - (5) 教学に関する点検・評価結果のとりまとめ及び公表に関すること。
 - (6) その他点検委員会の連絡調整に関すること。

(管理運営自己評価委員会)

- 第6条 管理運営自己評価委員会は、次の者をもって構成し、委員長は大学事務局長の職にある者をもって充てる。
 - (1) 大学事務局長
 - (2) 大学事務局次長
 - (3) 各課·室長
- 2 管理運営自己評価委員会は、委員長が召集し、議長となる。
- 3 委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長の指名した者が委員会を招集し、議長の職務を代行する。
- 4 管理運営自己評価委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、審議を経て、委員長がこれを参酌して決定する。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。
- 6 管理運営自己評価委員会は、総括委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。
 - (1) 管理運営に関する点検・評価実施の基本方針に関すること。
 - (2) 点検・評価項目の設定及び点検実施項目の選択に関すること。
 - (3) 管理運営自己評価委員会の点検・評価に関すること。
 - (4) 管理運営に関する点検・評価結果のとりまとめ及び公表に関すること。
 - (5) その他点検委員会の連絡調整に関すること。

(点検作業部会の任務)

- 第7条 点検作業部会は、教学自己評価委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。
 - (1) 教学自己評価委員会の要請に基づく点検・調査・集計の実施に関すること。
 - (2) 点検・調査の資料及び集計データの整理に関すること。
 - (3) 集計結果のとりまとめ及びコメントの作成に関すること。
 - (4) 教学自己評価委員会への点検結果の報告に関すること。

(自己点検・評価項目)

- 第8条 自己点検・評価の項目は、原則として公益財団法人日本高等教育評価機構の大学評価基準及び総括委員会から特に指示のあった項目とする。
- 2 総括委員会及び教学・管理運営両委員会は、毎年4月、当年度に行う点検・評価項目を選定し、点検・ 評価を行うものとする。
- 3 自己点検・評価項目の見直しについては、総括委員会及び教学・管理運営両評価委員会において行う ものとする。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

- 第9条 教学及び管理運営自己評価委員会は、毎年度末、それぞれの委員会で実施した点検・評価結果について問題点及びその改善策を添え、報告書にまとめて総括委員会に提出するものとする。
- 2 総括委員会は、教学及び管理運営自己評価委員会の報告を学務研究協議会、評議員会、理事会に総括報告をするものとする。
- 3 各点検及び評価委員会で作成された報告書については、教育評価室が年度報告書としてとりまとめる

ものとする。

- 4 自己点検・評価結果の公表については、教学及び管理運営自己評価委員会の意見に基づき、総括委員会の議を経て、必要に応じて学内外に報告書を公表することができるものとする。
- 5 大学全体を総括した自己点検・評価結果については、総括委員会の責任のもとに、教育評価室において、7年ごとに自己点検評価書としてまとめるものとする。

(評価結果の活用)

- 第10条 本学は、自己点検・評価の結果を踏まえ、第2条の目標達成のため教育研究活動及び教育研究組織の改革・改善に積極的に努めるものとする。
- 2 総括委員会及び教学・管理運営両委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、点検・評価の組織体制、実施項目、実施方法及び評価結果の活用について定期的に見直し、改善に努めるものとする。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果を本学の短期、中期及び長期の将来計画に反映させることに努めるものとする。

(委員の任期)

- 第11条 各委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、新たに推薦された者をもって補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(所管)

第12条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成5年4月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成5年5月27日から施行し、平成5年4月22日から適用する。
- 3 この規程は、平成5年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。ただし、第10条第5項に定める学園白書のとりまとめ期間に係る改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 10 この規程は、平成23年7月28日から改正施行し、平成23年3月1日から適用する。
- 11 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、平成25年3月21日から改正施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 13 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成26年7月24日から改正施行する。
- 15 この規程は、平成26年9月11日から改正施行する。
- 16 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 17 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
- 18 この規程は、平成30年5月17日から改正施行する。
- 19 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 20 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。